

## 健康保険 高額療養費制度の改正について（お知らせ）

今般、高額療養費制度が改正されることになりましたので、その内容について、次のとおりお知らせします。

### 第1 改正の趣旨

今回の改正は、医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、70歳以上の方の高額療養費の算定基準額等を見直すものです。

### 第2 改正の内容

#### 1 第一段階（平成29年8月施行分）【別紙1】

##### 70歳以上の方の高額療養費の算定基準額の見直し

- ア 現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上）  
外来療養に係る算定基準額について、現行の44,400円から57,600円に引き上げる。
- イ 一般所得者（標準報酬月額26万円以下）  
外来療養に係る算定基準額について、現行の12,000円から14,000円に引き上げるとともに、新たに、自己負担額の年間（前年8月1日から7月31日までの間）の合計額に対して144,000円の算定基準額を設ける。  
入院療養に係る算定基準額について、現行の44,400円から57,600円に引き上げるとともに、新たに、多数回該当44,400円の算定基準額を設ける。

#### 2 第二段階（平成30年8月施行）

##### ① 70歳以上の方の高額療養費の算定基準額の見直し【別紙1】

- ア 現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上）  
外来療養に係る高額療養費の算定基準額を廃止した上で、次のとおり、所得区分を細分化し、各区分の算定基準額を設定する。

<現行>

所得要件	算定基準額
標準報酬月額28万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

<見直し後>

所得要件	算定基準額
標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
標準報酬月額53万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
標準報酬月額28万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

- イ 一般所得者（標準報酬月額 26 万円以下）  
外来療養に係る算定基準額を、14,000 円から 18,000 円に引き上げる。

② 高額介護合算療養費の算定基準の見直し【別紙 2】

①の見直しに伴い、70 歳以上の方がいる世帯の介護合算算定基準額については、改正後の高額療養費の所得区分の算定基準額を参照し、次のとおりとすること。ただし、一般所得者の介護合算算定基準額については据え置くこととすること。

なお、見直し後の介護合算算定基準額については、平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの間の療養費分から適用すること。

<現行>

所得要件	算定基準額
現役並み所得者（標準報酬月額 28 万円以上）	67 万円
一般所得者（標準報酬月額 26 万円以下等）	56 万円

<見直し後>

所得要件	算定基準額
標準報酬月額 83 万円以上	212 万円
標準報酬月額 53 万円以上	141 万円
標準報酬月額 28 万円以上	67 万円（据え置き）
一般所得者（標準報酬月額 26 万円以下等）	56 万円（据え置き）

第 3 施行期日

- 第 2 の 1 に係る部分 平成 29 年 8 月 1 日  
第 2 の 2 に係る部分 平成 30 年 8 月 1 日

## 健康保険 高額療養費制度の改正について

## 1 70歳以上75歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額の見直し

	所得区分	1ヵ月の自己負担限度額	
		外来・個人ごと	入院・世帯
平成29年7月まで	現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
	一般所得者 (標準報酬月額26万円以下)	12,000円	44,400円
	低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円
平成29年8月から 平成30年7月まで	現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
	一般所得者 (標準報酬月額26万円以下)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
	低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円
平成30年8月以降	標準報酬月額83万円以上		252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当 140,100円]
	標準報酬月額53万円～ 標準報酬月額79万円		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当 93,000円]
	標準報酬月額28万円～ 標準報酬月額50万円		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
	一般所得者 (標準報酬月額26万円以下)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
	低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

## 健康保険 高額療養費制度の改正について

## 2 70歳以上75歳未満の方の高額介護合算療養費の所得区分と自己負担限度額の見直し

	所得区分	自己負担限度額
平成30年7月まで	標準報酬月額83万円以上	670,000円
	標準報酬月額53万円～ 標準報酬月額79万円	
	標準報酬月額28万円～ 標準報酬月額50万円	
	標準報酬月額26万円以下	560,000円
	低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	310,000円
	低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)	190,000円
	所得区分	自己負担限度額
平成30年8月以降	標準報酬月額83万円以上	2,120,000円
	標準報酬月額53万円～ 標準報酬月額79万円	1,410,000円
	標準報酬月額28万円～ 標準報酬月額50万円	670,000円
	標準報酬月額26万円以下	560,000円
	低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	310,000円
	低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)	190,000円